入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年3月3日
（契約責任者）中日本高速道路株式会社
東京支社長　奥脇　郁夫

1　工事概要

（1）工事名

首都圏中央連絡自動車道　寒川北IC～海老名JCT間CCTV設備工事
（電子入札（郵送入札）対象案件）

（2）工事場所

自）神奈川県高座郡寒川町
至）神奈川県海老名市
自）神奈川県厚木市
至）神奈川県厚木市

（3）工事内容

本工事は、首都圏中央連絡自動車道の寒川北ＩＣ～海老名ＪＣＴ間にＣＣＴＶ設備、交通量計測設備、気象観測設備、地震計設備及び路車間情報設備を設置するものであり、必要な機器の設計製作・機器据付・配管配線及び試験調整等一切の工事を行うものである。

（4）工事概算数量

ＣＣＴＶ設備	……	5基
交通量計測設備(ループ式)	……	4基
交通量計測設備(画像式)	……	1基
気象観測設備	……	2基
地震計設備	……	1基
路車間情報設備	……	4基

（5）工期

契約締結の翌日から360日間

（6）本工事は、すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。

（7）本工事は、資料の提出、入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を提出して郵送による紙入札方式によることができる。

(8) 本工事は、入札時に、あらかじめ指定する簡易な評価項目に関する技術資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型・機器型）の適用工事である。

(9) 本工事は、落札者の提示した価格が妥当であることについて確認するための協議（以下「確認協議」という。）を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。

(10）本工事は、現地施工にかかる費用のみを低入札調査の対象とする工事である。

(11）本工事は、電子契約によることができる。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

(12）本工事はしゅん功の後、基本契約を締結する対象工事である。基本契約の内容は4に示す「設計図書等及び技術資料作成要領」により示すものとする。

2　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

(1) 「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

(2) 「平成25･26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「交通情報設備工事」に登録されている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。）

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(2(2)の再認定を受けた者を除く)でないこと。

(4) 施工実績

平成10年度以降（過去15年）に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績が中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功（完了）認定された工事（旧日本道路公団（以下「旧ＪＨ」という。）が発注し、平成10年度以降にしゅん功（完了）認定された工事を含む。）である場合にあっては、請負工事成績評定要領第3条第1項に規定するしゅん功評定（以下「工事成績評定点」という。）が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人（以下「他の発注機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、提出できる施工実績は1件とする。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。）

工種	交通情報設備工事
同種工事	監視用カメラ及びその監視用カメラからの複数の映像を遠方より制御する装置について、下記（ａ）～（ｃ）に示す全てを実施した工事 （ａ）機器の製作（他社への依頼製作を含む） （ｂ）機器の設置 （ｃ）試験調整

(5) 配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、経験が中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功（完了）認定された工事（旧ＪＨが発注し、しゅん功（完了）認定された工事を含む。）である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く。

なお専任を要する期間は工事現場が稼働（準備期間を含む）している期間を予定している。

①現場代理人、主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

②監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③主任（監理）技術者が当該工事に対応する建設業法の許可業種（電気通信工事業）に係る資格を有すること。

④現場代理人、主任（監理）技術者のうち１名以上が、元請としてしゅん功（完了）認定された次に掲げる同種工事経験を有すること。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを総合評価資料に併せて提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

工種	交通情報設備工事
同種工事	監視用カメラ及びその監視用カメラからの複数の映像を遠方より制御する装置の、機器の設置及び試験調整を実施した工事。

(6) 主要機器等

①当該工事における主要機器の製造予定業者は、平成 15 年度以降に下記に示す同種機器の納入実績を有すること。

主要機器	「施設標準仕様書中日本高速道路株式会社」によるＣＣＴＶ設備
同種機器	監視用カメラ及びその監視用カメラからの複数の映像を遠方より制御監視する装置

②主要機器の 24 時間保守技術支援体制が現時点で有ること。

主要機器の故障、システムの機能障害時等において、中日本高速道路株式会社からの連絡を受けて組織的な対応が可能で、24 時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制を有すること。

(7) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域 2」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

(8) 当該工種において、NEXCO 3 社での過去 2 年間(平成 23・24 年度)における各年度の工事成績評定点の平均点が 2 年連続で 65 点未満でないこと。ただし、各年度で実績がない場合は 65 点とする。

(9) 建設業法の許可に基づく本社(店)、支社(店)又は営業所を東京支社管内（東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県又は愛知県)のいずれかの都県に有すること。

(10) 1. (1) に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、企業の施工実績及び配置予定技術者の経験などから付与する技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準につい

では、技術資料作成要領による。

(2) 評価項目及び評価指標

ア) 企業の評価について

評価項目	評価指標
① 工事成績 NEXCO3 会社が発注した「交通情報設備工事」で、平成 23 年度・平成 24 年度にしゅん功（完了）認定された工事の工事成績評定点の平均点	「交通情報設備工事」の工事成績評定点（平均） 優：85 点以上 良：75 点以上～85 点未満 可：75 点未満又は実績無し
② 表彰 NEXCO3 会社が発注した「交通情報設備工事」で、平成 23 年度以降にしゅん功（完了）認定された工事の優良工事表彰の有無	「交通情報設備工事」の表彰実績 優：会長・社長・支社長表彰 良：安全協議会・事務所長表彰等の上記以外の表彰 可：表彰無し
③ 企業体制 品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	IS09001、IS014001 の認証状況について評価 優：IS09001、IS014001 の両方を認証取得済 良：IS09001、IS014001 のいずれかを認証取得済 可：未取得

イ) 配置予定技術者の評価について

評価項目	評価指標
④ 技術者の施工実績 平成 15 年度以降にしゅん功（完了）認定された工事において、元請の現場代理人又は主任(監理)技術者として携わった「交通情報設備工事」の施工実績の有無	「交通情報設備工事」の施工実績 有：移動体との通信を目的とした準マイクロ波帯以上の電波法で定める基地局について、機器の設置及び試験調整を実施した工事の実績有り 無：上記該当実績無し
⑤ 技術者の保有資格 現場代理人又は主任（監理）技術者の保有する資格の有無	保有資格の有無 有：技術士（電気電子部門）又は電気通信主任技術者の資格を保有 無：上記に該当する資格無し
⑥ 技術者の工事成績 NEXCO3 会社が発注し、平成 23 年度・平成 24 年度にしゅん功（完了）認定された「交通情報設備工事」において、元請の現場代理人又は主任（監理）技術者として携わった工事成績評定点の平均点	「交通情報設備工事」の工事成績評定点（平均） 優：85 点以上 良：75 点以上～85 点未満 可：75 点未満又は実績無し

・NEXCO3 会社以外の施工実績とは、国、地方公共団体、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）第 2 条第 1 項の政令で定める法人をいう。

・評価項目に関する証拠書類の写しを総合評価資料に併せて提出すること。

・共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率 20%以上の場合のものに限る。（異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを総合評価資料に併せて提出するこ

と。）
・なお、評価項目④、⑤、⑥について、配置予定技術者を複数予定する場合は、全ての者の提出を求め、各配置予定技術者の評価の合計点が最低の評価となる者を評価対象者とし、点数を付与する。ただし、入札参加申請書に記載されている全ての配置予定技術者が、本工事に従事することが確定出来る場合に限り、全ての者の中で最高の評価を採用し、点数を付与する。

ウ）　総合的なコスト縮減の評価について

評価項目			評価指標
大項目	中項目	小項目	
総合的なコスト縮減	保証条件等	⑦無償保証期間（製品保証）	5 年以上の提案があった場合は、最長の提案年数（ただし 10 年を限度とする。）を 10 点、標準案（0 年）を 0 点とし、その他の提案は、提案年数に応じ按分した評価点数を付与する。なお、5 年以上の提案がない場合は、5 年を 10 点として按分した評価点数を付与する。なお、無償保証期間が設備により異なる場合は、最短の設備により評価する。
		⑧保守部品の供給保証期間	6 年以上の提案があった場合は、最長の提案年数を 10 点、標準案（5 年）を 0 点とし、その他の提案は、提案年数に応じ按分した評価点数を付与する。なお、6 年以上の提案がない場合は、6 年を 10 点として按分した評価点数を付与する。なお、保守部品の供給保証期間が設備により異なる場合は、最短の設備により評価する。

※1 保守部品の供給期間は、次の①又は②の遅い方から 5 年間
①製造中止を告知のうえ製造中止
②本工事の完了

※2 求める製品保証の内容
・下記保証対象外の事由以外による故障や損傷の交換部品の費用を含めた一切の修理費用
＜保証対象外＞
・使用上の誤り、製品及び製品の取扱説明書等に記載された取扱い方法及び注意事項に反する取扱いによって生じた故障や損傷
・製品の改造や指定品以外の部品の使用に関連した故障や損傷
・他の機器に起因して受けた故障や損傷
・偶然かつ外的要因（物体の衝突、落下、衝撃、倒壊、圧力等の負荷、液体・薬品等の付着、水没など）により生じた故障や損傷
・火災、地震、風水害、落雷、津波、その他天災地変、塩害、公害、異常電圧などによる故障や損傷
・契約図書に記載された動作条件の範囲外での使用による故障や損傷
・消耗品・付属品の交換、有寿命部品で使用環境により保証期間中に寿命に達したと明らかに認められる場合

・各部の通常の使用による汚れ

・故障や損傷に起因して、また、故障や損傷の修理の際に、道路交通の安全の確保のため NEXCO が自ら実施した調査、応急復旧、機能の補完対応、監視などの費用

※3 評価点が整数とならない場合は、評価項目毎に小数第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位まで算出する。

(3) 評価点の付与方法

ア） 企業の評価について

【判定方式】

評価項目	判定	項目別配点	総合評価点算出用(α：0.1)
①工事成績	優	20	2
	良	10	1
	可	0	0
②表彰	優	10	1
	良	5	0.5
	可	0	0
③企業体制	優	10	1
	良	5	0.5
	可	0	0

イ） 配置予定技術者の評価について

【判定方式】

評価項目	判定	項目別配点	総合評価点算出用(α：0.1)
④技術者の施工実績	有	20	2
	無	0	0
⑤技術者の保有資格	有	10	1
	無	0	0
⑥技術者の工事成績	優	10	1
	良	5	0.5
	可	0	0

ウ） 総合的なコスト縮減の評価について

【数値方式】

評価項目	項目別配点	総合評価点算出用(α：0.1)
⑦無償保証期間（製品保証）	最高の評価数値 10 点、標準案での評価数値 0 点、それ以外の評価数値は数値按分した点数とする。	最高 1 点～標準 0 点
⑧保守部品の供給保証期間	最高の評価数値 10 点、標準案での評価数値 0 点、それ以外の評価数値は数値按分した点数とする。	最高 1 点～標準 0 点

なお、評価点が整数とならない場合は、評価項目毎に小数第 3 位を四捨五入し、少数第 2 位まで算出する。

（4）落札者の決定方法

総合評価資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①総合評価点：(技術評価点×α)+(価格評価点×0.5)

αの値は「0.1」とする。

②技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点(満点 100 点)

③価格評価点：100-200(P/L-X/L)

ここに、P：入札書に記載の価格(入札価格)

L：契約制限価格

X：最低入札価格

（5）（4）において、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

（6）配置技術者に関する事項

総合評価資料に記載された配置予定技術者の配置が困難となった場合に、評価の対象とした配置予定技術者の評価を満たさない技術者が配置された場合は、請負工事成績評定点を最大５点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

（7）技術提案の履行に関する事項

①保証条件、保守体制

受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、「故意による瑕疵」として、その修補または損害賠償を請求する。

②上記以外の評価項目

受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成 績評定点を最大５点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また契約違反として の措置を講ずる場合がある。

４　入札手続等

（1）担当部局

〒105 - 6011　東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山ﾄﾗｽﾄﾀﾜｰ 11F

中日本高速道路株式会社　東京支社　総務企画部　契約チーム

電話　03-5776-5600

（2）技術資料作成要領等の交付期間、場所及び方法

入札参加希望者には、技術資料作成要領、入札公告の写し、契約書案、入札者に対する指示書、図面、仕様書、工事費内訳書（以下「設計図書等」という。）を交付する。

①交付期間　：入札公告日から平成 26 年 3 月 20 日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前 10 時から午後 4 時まで。

②交付場所　：（１）に同じ。

③交付方法　：設計図書等はＣＤ－Ｒにより無料で交付する。。なお、下記メールアドレスに申請することにより設計図書等（CD－R）を着払いにて郵送する。

E-mail：tokyo.cd@c-nexco.co.jp

※会社名、住所、代表者名、担当者名、連絡先（TEL／FAX／E-mail）を記入して郵送申請すること。

※件名は「図書交付希望（寒川北 IC～海老名 JCT CCTV 設備工事）」とすること。

（3）申請書等の提出期間、場所及び方法等

入札参加希望者は、技術資料及び総合評価資料、競争参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。なお、技術資料及び総合評価資料は、技術資料作成要領に基づき作成するものとする。

①提出期間：平成 26 年 3 月 3 日（月） から平成 26 年 3 月 20 日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前 10 時から午後 4 時まで。

②提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、電子データの容量が合計 2MB を超える場合又は契約責任者に届出を行った場合は、4（3）①の期間に、4（1）に郵送すること（書留郵便に限る）

（4）開札（入札執行）の日時及び場所

①入札書の提出期間

（ア）電子入札による入札

平成 26 年 4 月 28 日（月）から平成 26 年 5 月 2 日（金）の午前 10 時から午後 4 時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（イ）郵送による入札（紙入札参加の届出を行った場合。）

平成 26 年 5 月 2 日（金）の午後 4 時までに 4（1）に郵送すること（書留郵便に限る）

②開札日時 ：平成 26 年 5 月 7 日（水）　午後 3 時 00 分

③開札場所 ：中日本高速道路株式会社　東京支社　7 階入札室

5　その他

（1）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

①入札保証金　免除。

②契約保証金　納付。

ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

（3）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した者の行った入札は無効とする。

また、入札時に工事費内訳書の提出のない者の行った入札は無効とする。なお、提出された工事費内訳書を審査した結果、真摯な見積を行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

（4）落札者の決定方法

落札者となるべき者の決定方法は、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札予定者とし、その者が提出した工事費内訳書を審査のうえ妥当な場合に落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、落札者としないものとする。

（5）落札決定の取り消し等

申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。

また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札

者に対し、資格登録停止を行うことがある。

(6) 配置予定主任（監理）技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、２（５）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

(7) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の 10 分の 2 以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

(8) 専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（技術資料作成要領参照）。

(9) 申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。

(10) 提出された申請書等は、原則として返却しない。

(11) 手続における交渉の有無　　無

(12) 契約書作成の要否　　要

(13) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無　　無

(14) 関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、４（１）に同じ。

(15) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

２（２）に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も４（３）により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

(16) 詳細は技術資料作成要領による。

以　　上